

3 引用とは

引用(citation)とは何だろう？日本の著作権法には次のように書かれている。

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。[著作権法第32条]

他人の知的活動を引用して利用することは認められている。では「公正な慣行」とは、「目的」とは何だろう？

3.1 目的：先行研究を尊重する

学問は、先人の発見や発想を引き継ぎ発展させることによって進歩していく。論文の自分の主張が一から十までオリジナルである必要はなく(そんなことはあり得ない)、他人が論証済みのことを自分の主張の根拠として利用することはよくある。また、自分の主張がそのテーマに関するこれまでの研究の流れの中で、どのように位置付けられるかを示す必要もある。そのために先行研究の論文の文章の一部や、それを要約したものを自分の論文に取り入れる、それを引用という。

学問は先行研究を継承するだけで発展するものではない。既に自明のこととして受け入れられていることや先行研究を批判的に再検討することにより、学問は飛躍的に発展することがある。この場合も自分の新しい発見・発想において、先行研究と何がどのように異なっているかを明確に示す必要がある。この目的のためにも引用はなくてはならない。

これらが引用の目的であり学問における公正な慣行である。引用することは先行研究を尊重することともいえる。学徒が苦勞して学んでいくこと、つまり学問は、他人の知的活動を引用して尊重することから始まる。

3.2 意義：評価に参加する

学術論文を評価する尺度のひとつとされているものに被引用数(citation index)がある。「価値の高い論文はよく引用される」ことを前提に、ある論文が他の論文に何回引用されたかを数値化したものである。理系の分野では特にその傾向が強いが、科学者の評価はその人が書いた論文の被引用数の合計とされることもある。またあるジャーナル(学術雑誌)の各論文の被引用数の平均値は、そのジャーナルの重要度を表す指数(IF値：impact factor)としても用いられている。

インターネットで情報を探するときによく用いられるGoogle®検索では、検索結果の掲載順がどのように決まるのか？ その方法は常に改良されているらしいので本当のところはわからないのだが、検索語群(keywords)でヒットする多くのウェブサイトのうち、他のサイトからのリンクが多いこと、さらに(重み付けを加味して)被リンクが多いサイトからのリンクが多いことを数値化して上位の検索結果とすることが基本のようだ(「いいね！」ボタンが押された回数のような単なる人気度ではない)。ここでもウェブサイトの重要度(=掲載順)は引用度合い(リンク度合い)で評価されていることになる。

Google 検索の仕組みやアルゴリズム“PageRank™”については以下の URL (<http://>から始まるウェブサイトのインターネット上での住所)を参照のこと。(参照 2020-01-10)
<<http://infolab.stanford.edu/~backrub/google.html>>

引用することの意義は、その論文(=学術情報)の評価に参加することであり、つまりそれは学問活動の重要な一端を担うこととなる。適切に引用することは重要であり、引用を^{ないがし}蔑ろにしてはいけない。自説に都合の悪い論文や嫌いな研究者の論文を引用しないとか、逆に自分に都合のよい論文ばかり引用するのは論文を書くマナーに反している。

3.3 基本：引用を明示する

正しく引用することの基本は、「どの部分が引用であるか」と「その引用情報がどこにあるか」の2点を明示することである。他人の著作物の内容やインターネットで検索して得られた情報を、自分が考えたことのように論文やレポートにそのまま写してしまうことは許されない。それは学問上の犯罪であり、「盗用」あるいは「剽窃」とよばれる。

電子機器類の進歩と情報社会の発展により、「気軽にコピペ」でレポートらしきものを仕上げることはできてしまうが、盗用・剽窃は、学問上の犯罪であるからこそ、特に学問の府である大学においては排除されなければならない。公刊される論文の場合、正しく引用していないのであれば、著作権法違反という犯罪となり訴訟沙汰になったり、論文の著者の社会的信用が失われたりする。学位論文であれば授与された学位が後に取り消されることもある。

レポートの場合にはそれほど大げさなことではないと考える人も多いかもしれない。だがそれは、筆記試験におけるカンニングと同じとみなされる。初年次ゼミナールや授業の課題レポートでも次節のように適切に引用するべきである。

書物やインターネットの情報を自分のレポートで利用しようとするとき、酷い場合はコピーして平然とそのままレポートとして提出する。これは論外であるが、自分の言葉に書き換えてレポートにするのなら、コピーではないから引用しなくても盗用や剽窃にはあたらない、と考える学生は多いようだ。でもこれも正しくない。自分の言葉に書き換えた文章であっても、そのうちどの部分が他者の情報を利用したものを明示する必要がある。

3.4 方法：文中に示し末尾にリストする

実際には以下のような方法で本文中に引用であることを示し、末尾にその文献情報をリストする。

- ◎短い文や文の一部を引用する場合は、引用部分を「^{くく}」で括る(短い引用)。長い文章をまとめて引用する場合は、改行して引用文のところだけインデント(文章の左端や右端を下げる)を大きくする方法(ブロック引用：この章の最初の法律引用例を参照)もある。これらの場合は引用する文章の内容を勝手に変えてはいけない。引用部の内容を自分の責任でまとめて書く場合(要約引用)もあるが、剽窃につながりやすいので注意を要する。文末を「…とされている」とするとか、文頭に「次のような指摘がある」などを置いて、引用部分と自分が考えて書いた部分が明確に区別できるように書く。
- ◎本文の引用箇所と末尾に置く参考文献リストとの関連付けにはふたつの方法があり、どちらかを用いる。バンクーバー方式では、引用箇所直後に引用順に参考文献の番号を上付き数字や括弧内の数字で示し、参考文献リストは引用順に並べる。ハーバード方式では、引用箇所直後にその著者名と発表年を括弧内に書いて示し、リストは著者名の五十音順(アルファベット順)・発行年順に並べる。
- ◎参考文献リストには次の4つの文献情報(書誌要素)が必要である。①著者要素(著者名、編者名など)、②標題要素(論文標題、誌名、書名など)、③出版要素(版、出版社、出版年、巻・号・ページなど)、④注記要素(媒体、入手方法、入手日付など)、これらを原則的にこの順に書く。書き方の詳細は分野によってそれぞれ異なるので、同じ分野の例を見習うのがよい。

学問分野や言語によってルールや習慣が異なるが、国立研究開発法人科学技術振興機構によって日本での標準的な引用方法が詳しくまとめられているウェブサイト：SIST科学技術情報流通技術基準<<https://jipsti.jst.go.jp/sist/>>や、そこにある小冊子『参考文献の役割と書き方』<https://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf>(参照2020-01-10)が役に立つだろう。

また、OMUラーニングセンターが発行している「学びのTips」のNo.6「引用と出典」に具体例も掲載されているので参考になるだろう。

本文中で言及(引用)されている文献以外に、本文中で言及していないが参考までに(そのことを明記して)参考文献リストに挙げる場合もある(あるいは両者を狭義の「引用文献」と狭義の「参考文献」に分ける場合もある)。なお、参考文献リストはレポートの提出者が「多くの文献を読破してレポートを仕上げた」ことを自慢するためのものではないことを付け加えておく。

また参考情報その文と同じページに書く場合もあり、それらは脚注、側注や割注などとよばれる。この小冊子の割注(この文章)はフォントを小さくしインデントを大きくして枠で囲った。